



## 寄付に関する覚書

株式会社田部（以下、「甲」という。）と社会福祉法人島根県共同募金会（以下、「乙」という。）は、島根県内において、乙が促進する「募金百貨店プロジェクト」（以下、「本件事業」という。）について、以下の内容の覚書を取り交わす。

### （事業）

第1条 乙は、甲が島根県内において本件事業を実施するにあたり、事前に乙に提出した別紙登録申請書（平成27年8月13日付）記載の商品に、社会福祉法人中央共同募金会が別途指定したロゴマーク・文書等（以下、「ロゴマーク等」という。）及び乙のロゴマーク等の使用を承認する。

### （寄付金）

第2条 甲は、事前に乙に提出した別紙登録申請書（平成27年8月13日付）記載内容に基づき、乙に寄付する。

### （寄付金の助成）

第3条 乙は、前条による寄付金を収納し、乙の助成計画に基づき助成を行う。  
2 助成について、甲は乙に対して乙の助成計画の範囲内で要望できるものとする。

### （報告）

第4条 甲は、第2条に規定する寄付の金額を明らかにするため、別紙結果報告書により乙に報告する。  
2 前項の報告については、毎月月末に締め切ったものを翌月10日までに乙に報告する。  
3 乙は、共同募金助成完了後に甲に対して速やかに助成結果を報告する。

### （寄付金の送金）

第5条 甲は、毎月月末までの第2条に規定する寄付金を、翌月10日までに次の口座に送金する。  
島根県農業協同組合 雲南さくら支店  
普通預金 0064129  
口座名義 社会福祉法人 島根県共同募金会 雲南市共同募金委員会 会長 山本重明

### （本覚書の有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、覚書の締結日から平成28年9月30日までとする。ただし、この期間満了までの1カ月前までに甲、乙いずれか一方から何らかの意思表示がない場合は、この覚書の効力はその後1年を限りとして更新されるものとし、以後も同様とする。  
2 本件事業及び赤い羽根共同募金のイメージを損なう問題等が発生した場合、前項の期間にかかわらず、甲又は乙はこの覚書を停止あるいは解除することができる。

### （反社会的勢力との関係遮断）

第7条 甲及び乙は、自らが、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号の定める暴力団をはじめとする反社会的勢力（犯罪対策閣僚会議が取りまとめた「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の定める反社会的勢力）との関係を一切遮断することを保証する。  
2 甲及び乙は、相手方が次の各号に該当する場合には、相手方に対して催告することなく本覚書をただちに解除することができる。  
(1) 反社会的勢力である場合、または反社会的勢力であった場合  
(2) 反社会的勢力を利用するなど前項に違反した場合  
(3) 自らの属性に関わりなく、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号の定める行為を自らが行い、または第三者を利用して行わせた場合  
(4) 相手方に対し、詐術・暴力的行為・脅迫的発言を自らが用い、または、第三者を利用して行わせた場合  
(5) 相手方に対し、業務妨害を自らが行い、または、第三者を利用して行わせた場合

### （秘密保持）

第8条 甲及び乙は本覚書を通じて知り得る個人情報を含む全ての情報を秘密とし、国内の法規に従い適切な取扱いを行う。秘密保持は本覚書終了後も継続する。

### （協議）

第9条 この覚書に記載のない事項及び記載の事項に疑義が生じた場合は、甲乙両者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。  
2 赤い羽根及び赤い羽根ロゴマークは中央共同募金会の商標または登録商標であり、この覚書に記載のない事項で甲がこの使用を行う場合は、乙の承認を必要とする。

以上を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名、捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 9月25日

島根県雲南市掛合町掛合2112  
甲 株式会社 田部

代表取締役 田部 真



島根県松江市東津田町1741-3  
乙 社会福祉法人 島根県共同募金会

会長 若佐 博

